

令和5年度 社会福祉施設・事業所 指導監査結果一覧表

問い合わせ先: 埼玉県福祉部福祉監査課 介護保険施設担当 048-830-3239

番号	施設種別	所在市町村	法人名	施設・事業所名	実施年月	指導事項	改善状況
1	介護医療院	飯能市	(医)靖和会	飯能靖和介護医療院	05年8月	①薬剤師は常勤換算方法で入所者の数を150で除した数以上を配置してください。 ②身体拘束等の適正化のための指針を作成してください。 ③新規採用職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施したことを記録してください。 ④身体的拘束等を開始する場合は、拘束開始までに家族等の同意を得てください。 ⑤緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録は、適切に記録してください。 ⑥施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得てください。 ⑦事故発生の防止のための指針について、必要事項を盛り込んでください。 ⑧栄養マネジメント強化加算について、管理栄養士を、常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上を配置していることを記録してください。 ⑨褥瘡対策指導管理について、リスクがあるとされた入所者ごとに診療計画を作成し、少なくとも3月に1回見直しを行ってください。 ⑩理学療法(I)について、常勤専従の理学療法士を配置せずに算定していましたので改善してください。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済 ⑥改善済 ⑦改善済 ⑧改善済 ⑨改善済 ⑩改善済
2	介護医療院	春日部市	(医)みどり会	武里病院 介護医療院	05年11月	①新規採用職員に対し身体的拘束等の適正化のための研修を実施したことを記録してください。	①改善済